

VI 被告人報道——いわゆる「素材負け」について

【問題の所在】

犯罪は、正常とされる状態からの逸脱として起きる。何が正常で、何が異常かを判断することは必ずしも容易ではないが、人間の内面で何か正常でないことが起き、それが正常とされる状態を逸脱する行為として実行されたとき、犯行となる。

いったい何が人間を正常から異常へ、さらには逸脱へと促すのか。犯罪を裁き、あるいは調査・取材しようとするとき、犯行に先立って、あるいは犯行のさなかに、その人間の内面で起きた意識的・無意識的な情動を探ることが欠かせない。殺人のような重大犯罪の場合、被告の内面の動きがどのようなものであり、それがどう動機を形成し、いかにして実行に移されたのかを一連の、全体をなすものとして解明しなければ、犯行の計画性も犯行態様の意味も量刑も判断できない。

ここでのむずかしさは、大別して3つある。第1は、最初に何か正常でないことが起きるところが被告の内面であり、そこは外部からは容易にはうかがい知れないからである。

第2に、その内面で生じたことのなかに、そもそも正常とは言えない異常性がはらまれていること。一般の正常人には、ときには突拍子もないと思われることの意味を洞察するのは簡単ではない。

そして、3番目には、被告の内面に生じた異常性が何によってもたらされたかを推し量ることの困難さがある。性格的な偏りや病気なのか、脳の器質性疾患なのか、あるいは生育の途中の問題なのか、家族や地域や社会に内在する問題と密接に関連した複雑な要因なのか。1つ1つを検討するには、かなりの知識と経験と根気強さがある。

テレビが、視聴者にわかりやすく事件・犯罪・裁判を伝えようとすることは、大事な意気込みである。そのとき番組制作者は、事象に表われた人間像に着目し、その思考や行動を描こうとする。加害、被害の両方の関係者に取材し、イラストやナレーションや再現ドラマ風の演出等を駆使し、人間像の側から出来事の本質に迫ろうとする。こうしたアプローチも、テレビ的表現のひとつである。

しかし、本件放送をいくら仔細に見ても、被告人の人間像の描き方は断片的であり、一面的でフラットである。いちいちの供述がどのような文脈で語られたのか、何を意味するのかについても、まったく不明のまま、被告がたんに荒唐無稽で、奇異なことばかり言っているという印象が強調されることとなった。

精神鑑定における発言に至っては、たんに片言を切り取って、引用するだけで、それらをもとに、鑑定人が何を考察し、鑑定結果はどうだったのかの説明もされていない。まるでその内面に迫ることが悪いことでもあるかのように、何かに遠慮し、尻込みしている気配すら感じられる。

本件放送の基本的構成を見ると、こうした被告の供述の目立った部分だけを、イラストやナレーションによる再現で断片的に紹介したかと思うと、次の場面では記者会見やインタビューに応じた被害者遺族を登場させ、いまの被告の供述や、それをしゃべらせた弁護団を非難し、無念や怒りの気持ちを語らせて打ち消す、というものである。話しているのは被害者遺族である。番組制作者はその陰に隠れ、何も言っていない。

そして、スタジオの司会者やコメンテーターが、被告・弁護団を強く非難し、被害者遺族に同情・共感を示す——その繰り返しが、基本になっている。

これでは、「悪いヤツが、悪いことをした。被害者遺族は可哀相だ」という以上のことは、何も伝わってこない。巨大な放送システムを持ち、大勢の番組制作者がかかわり、演出や手法のノウハウを蓄積しているはずのテレビが、新聞の見出しを見ただけで、誰でも口にできるようなことしかやっていない。いったい番組制作者は何を調査し、何を思い、何を考えたのか。被害者遺族が語ったこと以外に、言いたいこと、言うべきことはなかったのか。画面には、取材し、考察し、表現する者の存在感が恐ろしく希薄である。そのような番組しかなかったことに、委員会は強い危惧を覚えないわけにはいかない。

人間の内面から発し、行為・行動の結果として行われた犯罪から、われわれは何を汲み取るべきなのか。加害者がある必然に導かれるように犯罪に向かい、被害者は不幸にして偶然に被害者になる、という気味の悪い事件・犯罪が頻発する今日、この安易な対比的手法は事件それ自体の理解にも、犯罪防止にも役立たないことは明らかであり、深刻に再考されるべきである。

*

なお、一部の番組は、少年の精神鑑定を行った大学教授の信用性をことさらに貶めるような演出を行い、しかもその場面に、本人の了解なく、また「資料映像」であるとの断わりもなく、過去に別の放送局が行った、まったく別テーマの取材インタビュー時の映像を流用し、放送したことがうかがわれる。これは、視聴者に、あたかも今回、教授が少年の精神鑑定について語っているかのような誤解を生じさせる放送だった。

過去に撮影した映像を「資料映像」として使うことは、テレビではしばしば行われていることではあるが、このような強い演出意図がある場面で、本人の好意的了解のもとで撮影された別の映像を無断で使用するものの是非は、今後のためにも真剣に検討されなければならない。この件について、当該局は、精神鑑定を行った教授にあらためて映像使用の意図を説明し、納得を得る努力をするべきである。

【意見4 本件放送は、被告人の人間像を捉え損なっていないだろうか】

委員会は前述のとおり、8放送局の20番組、33本、7時間半におよぶ放送を視聴し

た。そのなかにひとつとして、被告人の心理や内面の分析・解明を試みた番組はなかった。このこと自体が異様なことであると、まず言うておかなければならない。

「7年も前の事件で、労力とコストをかけて取材調査しても、直接的な手がかりが得られない」「それだけの時間的余裕がない」等の理由は理解できないわけではない。

しかし、今回の差戻控訴審では、弁護団が被告の供述や心境等についてそれなりに詳しい説明を行っている。むしろそれを示すことが、被告・弁護団にとっての差戻控訴審の意味だったとすら言えるだろう。もちろん記者・番組制作者がそこで得られるものは、被害者遺族から得られるような直接的な発言ではなく、弁護団の選択や解釈を経た、いわばフィルターのかかった間接的事実や情報かもしれないが、それらを手がかりにし、独自の取材や考察を行えば、一定程度は被告の内面や人間像に踏み込んだ番組ができたはずである。

付言すれば、近く導入される裁判員制度のもとでは、被疑者・被告人の生育歴やそこから読み取れる人間像の報道が相当程度制限される可能性が取り沙汰されている。言論表現の自由を旨とする放送局にはこうした制限に対する批判が強いようだが、そうであればいっそう、いまのうちにきちんと被告の内面・人間像に迫り、この種の報道の公益性や有益性を示しておくべきではなかったろうか（裁判員制度のもとでの報道のあり方については、まだ確定的ルールは決まっていない。**註3を参照**）。

こうした試みがなされなかったのは、どうしてなのだろうか。

そう質問したとき、聴き取り調査に応じたある番組制作スタッフが浮かべたのは、「それが何か（問題ですか）？」という表情である。それは、被告の内面を限られた手がかりからでも洞察してみる、それを番組にする、という発想など、最初から頭になかったことをうかがわせた。

「死刑かどうかだけがニュースであって、被告の内面など解明する意味がない」

「結果の重大性や被害者遺族の心境から見れば、小さな問題だ」

「被告の供述も、弁護団の説明も信用ならない」

「荒唐無稽な供述、奇異な振る舞いは合理的な理解が不能で、取り上げるに値しない」

委員会が視聴した33本の番組の大半からは、ストレートには言わないにしても、こうしたメッセージが伝わってくる。それは、聴き取り調査においても同じであった。

たしかに事件は悲惨だった。若い主婦と幼い子どもの命が、ある日突然、暴力的に奪われるなどということがあっていいはずがない。夫であり、父親である被害者遺族の喪失感と悲しみ、怒りと言葉にならない思いは、人間としての普通の感覚さえ持ち合わせていれば、誰しもありありと想像できる。

しかし、だからこそ、なぜこのようなひどいことが起きたのか、こんな非情なことをやったのはどういう人物なのか、なぜその少年はこんな凶行に手を染めるような人間になったのか、2度と再びこうしたことが起きないために、どうすればよいのか、

と考えることも大切ではないか。世の中に何かを伝え、働きかけることもできるマスメディアの仕事にかかわってれば、ますますそうではないだろうか。

ここに、被告に対して強い処罰感情を持つ被害者遺族に同情・共感するだけではすまない、メディア関係者の、番組制作者の役割がある。あえて言えば、それは責務でもあるだろう。

犯罪が正常なるものからの逸脱行為であってみれば、合理的に理解できるものからかけ離れているのは当たり前のことである。被告に理性や合理的思考が備わっていたら、そもそも母子殺害に及ぶこともなかつただろう。被告の内面で起きた荒唐無稽、奇異で異様なこと、その要因を探ることのなかに、取材や番組制作のもうひとつの意味と醍醐味もあったはずである。

言うまでもないが、それは被告に同情することでも、弁護団の主張に同調することでもない。取材や調査によって、被告・弁護団の言い分を否定し、ひっくり返すこともありうるからだ。ひとえにそれは、メディアの力によって真実に近づくことである。

しかし、残念ながら、本件放送には、そのような意欲や取り組みは見受けられなかった。多くの番組は、被害者遺族に同情し、共感するところで止まってしまい、被告・弁護団の主張・立証を最初から、荒唐無稽で奇異なものとして全面的に退けてしまっている。

そのことが、みずからの取材ソースや取材の方向を狭めてしまい、さらには被告の人間像を洞察する努力の放棄につながって、結果として、強い処罰感情を吐露しつづけた被害者遺族の姿とコメントに依存する番組制作につながっていく——ということではなかつただろうか。そして、その結果として、全く多様性を失った一面的な放送になりはしなかつただろうか。

テレビの世界には、「素材負け」という言葉がある。委員会としては、悲惨な事件の裁判がどう放送されたのかをめぐる考察のなかで、このような言葉を使うことに躊躇いを覚えるが、それでも番組制作者の理解を促すために、あえて使うことにする。本件放送は2つの意味で、素材負けをしていたと言わざるを得ない。

第1に、被告の荒唐無稽、異様な人物像を捉え損なった点で。第2に、被害者遺族のひたむきな姿勢、痛切な思いに頼りきった点で。

＊

なお、今回の差戻控訴審について簡略に報道したストレートニュースのなかには、「無期懲役か死刑かが争われている裁判」というような言いまわしが散見された。これは必ずしも間違いとは言えないが、また、委員会がここに主な対象として述べている情報系番組の問題点には直接関係しないが、事件・犯罪・裁判の内側まで踏み込んで理解しようとしていない点で、同じ問題を内包しているのではないだろうか。

実際にどうであったか、これらの放送にかかわった番組制作者一人ひとりに考えて

いただきたいと、委員会としては切望する。

【意見5 本件放送は、裁判の全体を見ようとする意欲に欠けていなかったか】

刑事裁判では現在、写真・ビデオ撮影は開廷前の短時間に限定され、音声録音は全面的に禁止されている。そのため各放送局は法廷シーンをイラスト化したり、関係者の声をアナウンサーや声優の声によって代替するなど、それぞれに演出している。俳優等を起用して、法廷内の様子を再現するドラマ風の演出手法が採られることもある。今回の差戻控訴審の場合も、同様だった。

本件放送ではこれらのほかに、公判廷を傍聴した記者やレポーターの報告、ビデオ収録した識者のコメント、スタジオに招いたゲストのコメントや議論をまじえるなど、さまざまに工夫した演出手法が見られた。

映像と音声をともなうテレビには、活字メディアなどとは比較にならないほどの強い訴求力がある。イラストの1本の線、ナレーターの声のトーンひとつで、視聴者がその人物に向ける好悪の感情、信不信の意識が左右されてしまう。司会者やキャスターの仕種や番組の進め方、記者やレポーターの表情や語り口といった非言語的表現も、ときには視聴者や世論を動かすことがある。

しかし、これら数々の演出にもかかわらず、伝わってくるのは、「悪いヤツが悪いことをした。被害者遺族は可哀相だ」ということだけだった。そんなことはわかりきっている。だからこうやって裁判が行われているのではないか。では、この事件はなぜ起きたのか、どうすればこうした犯罪を少しでもなくせるのか、とテレビ画面に目を凝らしても、視聴者には皆目見当もつかない。

このような演出手法は、スタジオのコメンテーターの発言内容にも大きな影響を与えたように思われる。

本件放送に出演したコメンテーターは、光市母子殺害事件をとりたてて取材・調査してきたのでも、裁判を傍聴してきたわけでもない。それぞれの専門分野の経験と知見を活かして、この事件にかぎらない、さまざまなテーマについての批評や感想を求められる立場である。

こうした役割のコメンテーターが、対立的図式ばかりが強調されたVTR映像を見せられたら、被告の荒唐無稽、異様な供述にあきれ、怒り、同時に被害者遺族に対する同情と共感をますます強めることは間違いない。被告を弁護する弁護団に対しても、冷静ではいられなくなることもあるにちがいない。

司会者、キャスターも同様だろう。本来、司会者やキャスターの役割のひとつは、ゲストやコメンテーターの発言が一方向に流れ、極論に傾いた際の調整役として機能することにある。その調整によって、多様で多角的な事件報道という基準が実現されるのである。だが、そのためには、彼（彼女）が、みずから取材・調査を行って、自

分なりの意見を持つか、番組制作者からあらかじめ別様の情報や見方を提示しておいてもらうしかないが、そのような努力や対処を行った番組は極端に少なかった。

問題はやはり、番組制作者にある。番組制作者が差戻控訴審に関する番組を企画するに当たって、事件発生から今日までの流れ、事件・犯罪・裁判報道の基本的役割、少年事件における量刑基準のあり方についての議論、被告の内面や人間像を洞察することの重要性、刑事裁判の当事者主義や弁護士の誠実義務、真実義務等々にもう少し自覚的であれば、本件放送の内容はちがったものになったであろう。

そうした全体的な視野を志向する意識の希薄さ、あるいは欠落が、本件放送をいびつに偏ったものとした。

*

ついでながら、本件の検証作業中、委員会は、ある地方放送局の取材クルーが弁護団の了解のもと、弁護団の側から差戻控訴審の過程を取材していることを仄聞した。それがどのような取材であり、どんな番組になるのかは不明だが、これも真実にアプローチするひとつの方法であろう。

多様な見方、多彩な表現を提示すること、そこに番組制作の醍醐味とむずかしさと面白さがあり、この社会が成熟していくための鍵があることを、放送関係者一人ひとりが肝に銘じていただきたい、というのが委員会の期待である。